

○大府市知的障がい者職親事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち、知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（以下「職親」という。）に預け、生活指導、技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進及び職場における定着性を高め、もって知的障がい者の福祉の向上を図ることを目的として実施する大府市知的障がい者職親事業（以下「職親事業」という。）に関し、大府市知的障害者福祉法施行細則（平成15年大府市規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(職親の要件)

第2条 職親は、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人であって、知的障がい者を自己のもとに預かり、その自立更生に必要な生活指導、技能習得訓練等を行うことを希望する者のうち、大府市社会福祉事務所長（以下「所長」という。）が適当と認めた者とする。

(対象者)

第3条 職親事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所の判定の結果、職親に預けることが適当とされた知的障がい者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 前号の規定に該当しない者のうち、法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって、同項に規定する特定施設に入所する前に前号の規定に該当していたもの
- 2 前項第1号に該当する者のうち、特定施設入所障害者であって、特定施設に入所する前に同号の規定に該当しないものは、同号の規定にかかわらず、対象者としない。

(職親の選定)

第4条 所長は、規則第4条第4項の規定により準用する規則第3条に規定する手続等を行うときは、対象者の意思、訓練の条件、職親の意向等を勘案し、対象者に適合する職親を選定するものとする。

(訓練期間)

第5条 対象者の訓練期間は、1年以内とする。ただし、所長が認めたときは、当該期間を更新することができる。

(訓練計画書)

第6条 職親は、訓練を実施するに当たり、訓練を開始する前までに、訓練実施計画書（第1号様式。以下「計画書」という。）を作成し、所長に提出するものとする。

- 2 所長は、前項の計画書を受理した場合は、当該計画書の写しを対象者又は当該対象者

の保護者（知的障害者福祉法第15条の2第1項に規定する保護者をいう。以下同じ。）に送付するものとする。

（実績報告）

第7条 職親は、毎月10日までにその前月分の訓練の実績を、訓練実績報告書（第2号様式）により所長に報告しなければならない。

（協力奨励金）

第8条 職親は、前条の規定による報告とともに大府市知的障がい者職親事業協力奨励金請求書（第3号様式）により市長に協力奨励金（以下「奨励金」という。）を請求することができる。

2 市長は、職親から奨励金の請求があった場合は、前条の規定による報告の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに奨励金を職親に支払うものとする。

3 奨励金の額は、生活指導、技能習得訓練等を実施した日数に応じて対象者1人につき1日当たり1,500円とする。

（職親の義務）

第9条 職親は、民法（明治29年法律第89号）の規定に従い、監督者としての責任を負うものとし、訓練期間中の対象者は、民法上の賠償の責任を負わない。

2 職親は、第5条の訓練期間内に職親事業の目的を達成し、対象者の一般雇用関係への切替え又は新たな就職のための指導を行うよう努めなければならない。

3 職親又は当該職親の家族（以下「職親等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、所長に遅滞なく通報しなければならない。

- (1) 訓練期間中の対象者に身体的又は精神的な変化が認められたとき。
- (2) 訓練期間中の対象者が事故等により1週間以上職親の監督から離れたとき。
- (3) 訓練期間中の対象者の保護又は更生援護が困難となったとき。
- (4) 事業の内容を変更し、若しくは廃止し、又は事業所を移転しようとするとき。
- (5) 職親が死亡したとき。

（訓練期間中の対象者及び保護者の義務）

第10条 訓練期間中の対象者は、職親の指示及び指導に従うとともに、自ら生活、職業、技能等の訓練に努め、当該対象者の保護者もこれに協力しなければならない。

2 保護者は、保護する訓練期間中の対象者を職親に預けていることを理由とし、職親に対して賃金、給与その他の名目で金品を要求してはならない。

3 保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、所長に遅滞なく通報しなければならない。

- (1) 訓練期間中の対象者に身体的又は精神的な変化が認められたとき。
- (2) 訓練期間中の対象者が事故等により1週間以上職親から離れなければならないとき。
- (3) 保護者が住所を変更したとき。
- (4) 訓練期間中の対象者が理由なく職親のもとを離れ、帰宅したとき。

（訓練の終了）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、訓練を終了することができる。この場合において、市長は、既に支払った奨励金の全部又は一部の返還を命ずるこ

とができる。

- (1) 訓練期間中の対象者又は職親が事故等により訓練の継続が不可能と認められたとき。
 - (2) 職親等が第9条に規定する義務を履行しないとき。
 - (3) 訓練期間中の対象者又は当該対象者の保護者が第10条に規定する義務を履行しないとき。
 - (4) 職親等又は訓練期間中の対象者若しくは当該対象者の保護者に虚偽の報告その他信義誠実に反する行為があったとき。
 - (5) その他職親事業を実施することが不適当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により奨励金の全部又は一部の返還を命じようとするときは、職親に対し、その理由を示すものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月10日から施行し、平成22年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。